



佐賀市では、男女が互いを認め合い、支え合いながら、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を目指して「佐賀市男女共同参画を推進する条例」を制定したんだよ。



パートナーシップ条例
っていうのよね。

基本理念(第3条)

基本理念に基づき、男女共同参画社会を推進します。

- 男女の個人としての人権が尊重されること。
- 男女がそれぞれの人生のあり方を自ら決定できるように配慮されること。
- 家族を構成する男女が、互いに協力し家庭生活を営み、家庭とそれ以外の活動(仕事や地域活動等)を両立して行うことができるようにすること。
- 社会における制度や慣行が、性別によって選択肢を狭めることがないように配慮されること。
- 男女が社会の対等な構成員として、政策や重要な方針決定の場に参画することができるようにすること。
- 男女共同参画の推進に関する国際的な取組をふまえた取組を行うこと。

責務(第4~8条)

それぞれの立場で、男女共同参画社会をめざします。

男女共同参画社会を推進するためには、市だけではなく市民や事業者等が互いに連携し、一体となってすすめる必要があります。そのために必要なそれぞれの役割を掲げています。

行為の禁止等(第9~10条)

性別による権利侵害等を禁止、制限します。

- あらゆる場において、公衆に表示するものについて、
- ・性別による差別的取扱い
 - ・セクハラ、DV等を禁止します。
 - ・暴力的行為を促すもの
 - ・過度な性的表現等を制限します。
- * 罰則規定はありません。

基本的施策(第11~13条)

市はさまざまなことに取組みます。

- ・男女共同参画を推進するため、市の具体的な施策について定めた「佐賀市男女共同参画計画」を策定し、確実に実施します。
- ・男女共同参画について、市民のみなさまの理解を深めるため、4月14日を「パートナーデー」とし、広報活動等を行います。



支援等(第14~17条)

それぞれの立場の方へ、市は支援を行います。

- ・市民、事業者、自治組織等、教育に携わる者がそれぞれの活動を行う際に、男女共同参画が推進されるよう、必要な情報提供などの支援を行います。
- ・家族経営的な事業を営む方に対して、家庭と仕事の両立や仕事に対する正当な評価が行われるよう、支援を行います。

相談の申出(第18条)

男女共同参画に関する意見や相談を受付けます。

- ・市の行う施策で、男女共同参画の推進を阻害すると思われるものについて、意見を受付けます。
- ・性別による差別的取扱いや男女共同参画の推進を阻害する人権侵害に対する相談を受付けます。

